

参議院農林水産委員会會議録第八号

第百八十九回国会
平成二十七年五月十九日(火曜日)
午後一時開会

委員の異動

四月二十三日

林 久美子君

柳澤 光美君

五月十一日

中泉 隆史君

宇都 隆史君

五月十二日

宇都 隆史君

舞立 昇治君

五月十三日

宮沢 洋一君

柳本 卓治君

五月十四日

宮沢 洋一君

舞立 昇治君

柳本 卓治君

成志君

成志君

山田 俊男君

山田 俊男君

野村 哲郎君

山田 修路君

徳永 エリ君

紙 智子君

金子原二郎君

小泉 昭男君

古賀友一郎君

中泉 隆史君

松司君

馬場 成志君

馬場 成志君

堀井 巖君

舞立 昇治君

小川 勝也君

郡司 彰君

柳澤 光美君

柳田 稔君

平木 大作君

山口那津男君

儀間 光男君

山田 太郎君

林 芳正君

西村 康稔君

あべ 俊子君

小泉 昭男君

中根 一幸君

佐藤 英道君

稲熊 利和君

澁谷 和久君

伊藤 直樹君

徳田 正一君

別所 智博君

櫻庭 英悦君

松島 浩道君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

農林水産省農林振興局長 三浦 進君

林野庁長官 今井 敏君

水産庁長官 本川 一善君

柳澤 光美君

柳田 稔君

平木 大作君

山口那津男君

儀間 光男君

山田 太郎君

林 芳正君

西村 康稔君

あべ 俊子君

小泉 昭男君

中根 一幸君

佐藤 英道君

稲熊 利和君

澁谷 和久君

伊藤 直樹君

徳田 正一君

別所 智博君

櫻庭 英悦君

松島 浩道君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

農林水産省農林振興局長 三浦 進君

林野庁長官 今井 敏君

水産庁長官 本川 一善君

柳澤 光美君

柳田 稔君

平木 大作君

山口那津男君

儀間 光男君

山田 太郎君

林 芳正君

西村 康稔君

あべ 俊子君

小泉 昭男君

中根 一幸君

佐藤 英道君

稲熊 利和君

澁谷 和久君

伊藤 直樹君

徳田 正一君

別所 智博君

櫻庭 英悦君

松島 浩道君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

農林水産省農林振興局長 三浦 進君

林野庁長官 今井 敏君

水産庁長官 本川 一善君

柳澤 光美君

柳田 稔君

平木 大作君

山口那津男君

儀間 光男君

山田 太郎君

林 芳正君

西村 康稔君

あべ 俊子君

小泉 昭男君

中根 一幸君

佐藤 英道君

稲熊 利和君

澁谷 和久君

伊藤 直樹君

徳田 正一君

別所 智博君

櫻庭 英悦君

松島 浩道君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

農林水産省農林振興局長 三浦 進君

林野庁長官 今井 敏君

水産庁長官 本川 一善君

柳澤 光美君

柳田 稔君

平木 大作君

山口那津男君

儀間 光男君

山田 太郎君

林 芳正君

西村 康稔君

あべ 俊子君

小泉 昭男君

中根 一幸君

佐藤 英道君

稲熊 利和君

澁谷 和久君

伊藤 直樹君

徳田 正一君

別所 智博君

櫻庭 英悦君

松島 浩道君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

農林水産省農林振興局長 三浦 進君

林野庁長官 今井 敏君

水産庁長官 本川 一善君

柳澤 光美君

柳田 稔君

平木 大作君

山口那津男君

儀間 光男君

山田 太郎君

林 芳正君

西村 康稔君

あべ 俊子君

小泉 昭男君

中根 一幸君

佐藤 英道君

稲熊 利和君

澁谷 和久君

伊藤 直樹君

徳田 正一君

別所 智博君

櫻庭 英悦君

松島 浩道君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

農林水産省農林振興局長 三浦 進君

林野庁長官 今井 敏君

水産庁長官 本川 一善君

柳澤 光美君

柳田 稔君

平木 大作君

山口那津男君

儀間 光男君

山田 太郎君

林 芳正君

西村 康稔君

あべ 俊子君

小泉 昭男君

中根 一幸君

佐藤 英道君

稲熊 利和君

澁谷 和久君

伊藤 直樹君

徳田 正一君

別所 智博君

櫻庭 英悦君

松島 浩道君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

奥原 正明君

に、当然、世界市場の中で非常に日本の食品、農産物が受け入れられていくということが極めて重要だと、その思い、これが本場に大きな解決方策になると、そんな思いを私は常に持っているわけでございます。

これまでも、たしか第一次安倍政権のときも平成二十五年ぐらいに一兆円を目指しますというようなお話があったかと思えますけれども、今、平成三十二年、二〇二〇年に一兆円を目指すとしてそれを大きく超えるというような林大臣の決意も聞いているわけでありまして。そして、そのためにも、従前は異なつて品目別の目標などもきめ細かく作りながら取り組んでおられるということで、先日伺いましたら、昨年、二〇一四年、輸出が六千七百億円と、もう初めて六千億円を突破したと。今年に入つてからも大変好調な状況が続いているということで、大変意を強くしているところでございます。

まずは、この農林水産物・食品の輸出の現状と、農林水産省の取組についてここで伺いをしたいと存じます。

○政府参考人(櫻庭英悦君) 答え申し上げます。先生御指摘のとおり、平成二十五年に閣議決定されました再興戦略に基づきまして、国別・品目別の輸出戦略、これを策定させていただきました。その中に一兆円目標というのがあります。実は各団体がばらばらであったということもありまして、司令塔となる輸出戦略実行委員会を昨年の六月に創設しまして、品目別に輸出拡大の策定や輸出団体の育成などを進めているところでございます。

このような様々な取組の結果、先生が今お話しされたとおり、昨年の輸出額は六千七百億円と史上最高額となりまして、さらに本年の一月から三月、第一・四半期でございますけれども、対前年同期比二七・六%の大きな伸びということで好調な状況を示しているところでございます。

また、本年四月には、優先的に取り組むべき輸出現課題を整理いたしました農林水産物・食品

輸出環境課題レポートを策定しました。このレポートは、各国の規制の状況とかいろいろ輸出に關わる課題をそこに出したものでございまして、今後とも、この需要フロンティアの拡大のために、各国における輸入規制の緩和、撤廃等の輸出環境の整備を進めながら、米や牛肉などそれぞれ品目の輸出を推進しまして、平成三十二年の一兆円目標をより早く、大きく超えて達成できるよう更に取り組んでまいりたいという具合に考えているところでございます。

○堀井巖君 ありがとうございます。

今年の一月から三半期、対前年比で二七・六%増、もう大変意を強くするすばらしい数字が出ています。是非この勢いを保持する、あるいはもっと加速する方向で更に取り組んでいただけるよう、心から期待を申し上げる次第であります。

そこで、この輸出を拡大していくことに關連して一つ伺いをしたいと思います。

それは、今、訪日外国人の方、昨年も千三百万人を超えました。そして、二〇二〇年のオリンピックイヤーには二千万人というのを目指して、今、日本全体で取り組んでいるわけでありまして、こういった方々が日本に入つてこられて、そして、そこで例えば日本食を堪能されて、本物の味を覚えてこられる、そして、その方々が今度帰国された後、日本食の非常に大きな潜在需要につながっていくと。そういった方々をうまくこのインバウンドのときにしっかりと取り込んでいく、そこを発展の基礎につなげていくということが大変重要ではないかというふうに思うわけでありまして、この辺のインバウンドの需要、訪日される外国人の方々、日本でのようにこの食文化に楽しんでいかれるか、この辺の農林水産省の取組について伺いたければと存じます。

○副大臣(小泉昭男君) 先生がおっしゃるよう

に、大変重要なポイントだと思っております。農林水産物・食品の輸出拡大に向けて、御案内のFBI、これは例のFBIではなくて、日本食材の活用推進だとか、それからあと海外への

展開、また日本の食品の輸出、これの頭文字を取つてFBIと言うんですが、この戦略の一端として日本の食、食文化の魅力発信に取り組んでいるところでございますけれども、この取組を更に進めてまいりまして、本場で本物を味わつていただく、これが関心を高め、インバウンドの増大につながるかと。こういうふうにご考えておられますか。魅力のある日本食でございますが、これは日本各地に点在しているわけでございまして、多くの訪日外国人旅行者が地方を訪ねていただくこと、そして本場の郷土料理を味わうことによつて、日本の食材、日本食への関心、信頼を高めていただけて、この向上につなげていきたいと、こういうことを考えておられます。さらには、農山漁村、この活性化に通じるわけでございまして、地方創生にもつながっていくと、こういうふうにご考えておられます。

このような観点から、地理的表示産品、郷土料理、地域の食を生かした魅力的な取組を食と農の景勝地として集めて、分かりやすく情報発信していく。この情報発信、大事でございますから、これをしっかりと取り組んでまいりたい。また、訪日外国人旅行者の満足度を高めること、これはリピーターの獲得につなげていくこととございまして、多言語対応、ムスリム、イスラム関係です。ね、対応などの飲食に關わる環境の整備も必要であります。

また、農山漁村の魅力にあふれた観光商品を売り出すための受入れ地域のマネジメント、それとマーケティング、これは極めて重要でございますから、これを一体的に推進していくと。この体制ももちろん構築をしていかなきゃいけませんし、これらの日本食文化の発信や魅力ある観光地域づくりをしっかりと進めてまいりたい、このように考えております。

○堀井巖君 ありがとうございます。是非とも更なる御尽力を期待したいと思います。

我々も、例えば外国のものを、ワインを例に取りましたら、フランスのどこの地方のワイン

がおいしいとか、こういった品種おいしいとか、フランス、おいしいというのでももちろんありますけれども、それだけじゃなくて、それぞれの地域のことであつたりブランドについて関心を持つて、そこを消費をする場合の一つの基準にしたります場合もあると思ひます。

また、日本の食を自分たちで食する場合も、どここの地域のこれがおいしいんだとか。ちよつと手前みそですけれども、私の地元奈良でしたら、柿の葉ずしだとか、それから三輪そうめんといいふうなものがありますけど、恐らく外国から来られる方もそういったところに着目をして、それがみんなおいしいんだらうということであらば、そこに皆さん魅力を感じて来られる。これは、そういった先ほどの地理的表示制度も含めて一体的な取組が必要で、様々な方面でアドバ

イスがあつたり何かのきっかけがあるということがこういったものの発展につながっていくというふうにお思ひますので、きめ細かな施策展開をよろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

ここで輸出に關して林大臣にお伺ひしたいと思ひますけれども、大臣はこの五月初旬にミラノ万博あるいはロンドンに出張をされたというふうは何つております。そして、そこで実際に、ヨーロッパという非常に日本の食品あるいは農林水産物の輸出の市場としても大変魅力的な市場の中で、あるいはここは世界全体かもしれません、いろんな方々と触れ合つて、日本食等がどのように受け入れられているか、実際にそれを見て、まさに推進してこられたというふうにご存じております。どんな思いを持って御帰国されたのか、ちよつとお伺ひさせていただきます。

○国務大臣(林芳正君) 農林水産省においては、二〇一三年におかけさまで和食がユネスコの無形文化遺産登録させていただきました。これをホップ、そしてまさに今年、今、堀井委員からお話いただいたミラノ万博をステップ、二〇二〇年のオリンピック・パラリンピック東京大会、これをジャンプということで、先ほどFBI戦略、小

泉副大臣から触れただけでございましたけれども、まさにメード・バイ・ジャパンの日本食、食文化の普及、これを進めていきたいということを考えておるところでございます。

国会のお許しをいただきましたので連休の間に訪問をいたしました。ミラノ万博というものは万博史上初の食料をテーマにした万博でございます。日本館を訪れましたけれども、日本食の発酵、うまみ、だしといった特徴、これはほかにはないものでありますし、無形文化遺産の登録の理由になった一つの原因でもございますけれども、こういう日本固有の伝統的な奥の深い知恵が活用されていることを展示しておられました。ただ展示してあるものを見たり読んだりするというだけではなくて、自分で触れたり体感したりアプリをダウンロードしたりと、いろんなハイテクを使って非常に分かりやすく、また面白く展示をされておられます。これはよくできています。

蛇足になりますが、最後のところにパーチャルの食堂がありまして、そこで自分で選ぶという日本の四季折々のメニューが出てきます。これ、画像だけで本物ではございませんので、見るうちに大変おながすいてくるわけですが、そこを出たらすぐそこに食堂が本場にあつて食事ができるようなつています。うまいことつくつたなど、こう思つたわけでございます。

ミラノ万博政府代表の方からも、ここは間違いなく目玉の一つになるだろうと、こういうお褒めをいただいたんですが、この間、聞いてみましたら、十七日まででございますけれども、既に十万人の方が日本館には訪れているということで、これはナンパーワン間違いないんじゃないかなと、こういうふうな期待をしておるところでございます。ヨーロッパを中心に世界中の方々によく見えていただいて、日本食の魅力が更に発信されるように我々もサポートしてまいりたいと思ひます。

また、ロンドンに翌日参りまして、欧州の輸入業者等を中心にしてセミナー、レセプションやりました。先ほど輸出のところでも品目別の輸出の団

体をつくるというお話を局長からさせていただきましたが、米・米加工品、牛肉、水産物、日本茶、花卉、この五つの品目別の輸出団体が初めて一堂に会して海外でセミナー、レセプションをやつたというところでございまして、私も現場でそれぞれのブースに立ち寄りさせていただきまされたけれども、まさに政策が動き出しておるなど実感をさせていたところでございまして。

二〇二〇年の一兆円の目標に向けて、こういうミラノ万博それからロンドンのイベント、こういうところでもやはり日本食、輸出関係者一丸となつて来場者に日本食の魅力を体験してもらおう、また実際食べてもらおうということで、このおしし、ヘルシーなところ、見た目の美しさということに加えて、やっぱり健康にも良いうまみというものを積極的にPRをしていくことを通じましてメード・イン・ジャパンの輸出拡大というものにしつかりとつなげていきたいと、こういうふうな思つておるところでございます。

〇堀井蔵君 ありがとうございます。是非とも期待しております。

繰り返すにようになりますけれども、私、この輸出こそ今の日本の農業を守る、発展させる本場に大きな鍵だと思つています。今、一兆円目指していませんけれども、今ミラノ万博が開かれておりますイタリヤ、たしか数字見せていただいたら、二〇二一年、数年前でももう三兆五千億円ぐらいの輸出をやつておられるわけ、日本にはまだまだ私は輸出余力があるというふうな思つております。

また、この輸出の、多分今大宗を成すのは加工食品だと思ひますけれども、こういった加工食品を作つておられるのは多くの中小零細企業、これは各地に点在している、地方創生、地域経済にも本場に大きな力になるといふふうに思ひます。私がちよつと見たところだと、北海道とか鹿児島では製造業の従事者の半数が食品加工の関係の産業だと。この輸出がしっかりと増えていくということになると本場にそれが地域経済に直結していく、発

展に直結していくというふうな思つておられるわけでありませう。

そういう意味では、これはもう本場に省を挙げ、今までの考えを、枠組みをもっと大きく超えて、将来にわたつて大きな潮流となるような形で私は取り組んでいきたいというふうな思つておられるわけでありませう。

今年にはミラノ万博というすばらしい機会があつて、今大臣からも、非常に工夫をされて、戦略的に日本食を発信する様々な試みが行われている、十万人も来られたというところでございまして。私は、大臣もこうやって御出張されて、こうやって我々にそのお話を伺えたいというわけでございますけれども、でき得れば、二〇二〇年、そして二〇三〇年この農政を背負う特に農林水産省の若手の職員の方々、本日は、予算さえあれば、あるいは休暇が全員取れば、全員の方に本場にそういったところを見てもらつて、世界マーケットとこのはどういうところなんだ、そして自分たちがこれから工夫していくのはこうなんだ、加工食品でも、輸入された農産物はやっぱり使つて加工して出しても日本の農業にはなかなか役立たないわけでしょうけれども、そして、皆さん、そういった若い方々も含めて知恵を絞つて、いかに国内の農産物から加工食品を作つていこうか、そんな取組もみんな考えて大きなきつかけにしたいと思ひます。本日は、若い職員の人全員行つて欲しいというぐらひの私は号令を掛けていただきたいというふうな思つておられます。

通告してありませんが、ちよつと一言、感想がもし大臣あれば、お願いしたいと存じます。

〇国務大臣 林芳正君 自民党には食料産業調査会もつくつていただきました。この分野は、今委員が御指摘いただいたように、農産物のたしか七割近くを食品加工業や外食で消費をさせていただいておられる。農林水産物にとつても大きな産業であると同時に、まさに御指摘のように、地方に中小零細という形でたくさん企業があるということ、ここが活性化するということが非常に地域活

性化につながると、そういう思いで我々もしつかりとやつていきたいと、こういうふうな思つておられます。

海外のマーケットはFBI戦略でしつかりとやつていくということでございまして、今、イタリヤは大体三兆五千という数字を出していただきましたが、フランスはたしか六兆円程度ぐらいはあつたかなと。我々もワインやチーズやパスタという形でかなりこれに貢献をしておるわけでございますので、我々の日本食の魅力をもつてすれば、そういうところを目指すと、これはあながち夢物語ではなくて現実的な視野に入つてくる段階にもう来ているのではないかと、こういうふうな思つておられますので、そういう意味でも、若い職員のみならず、なるべく機会があればそういう海外のマーケットに触れる、また万博のものに触れるというのは大変大事なことで、こういうふうな思つておられますので、限られた予算の中であるべくそういう機会を増やしていくように私も努力をしていきたいと思つておられます。

〇堀井蔵君 ありがとうございます。

次に、若干この輸出に関連して、ちよつと私が懸念をしておる点について一つ質問したいと思ひます。

台湾による日本産品の輸入規制についてお伺いしたいと思ひます。

私も先日、日台の若手議連の一員として台湾を訪れました。連休中でありました。そして、馬英九総統それから立法院の方々、立法院長、政院関係者の方々にお会いをして、日本の農産物の輸入規制の強化について、できればそれを発動しないように、撤回するようにお願いをしたところでございまして。

政府の方におかれてもいろいろと努力はしてこられたんじゃないかというふうには存じ上げておられます。ただ一方で、残念ながら十五日の日にこれが発動されたというふうなことであります。

台湾は、一方で大変な親日の方々であります。二百八十万人以上の方が日本を昨年訪れられ

たというふうなことであります。

で、これは千三百万人の中で、外国人の方でナンパーワン、一番多い外国人の方は台湾から来られている。日本からも百六十万人を超える方々が台湾を訪問しているということでありまして、こういった友好な関係を更に発展させていくためにも、この問題は早急な解決が必要だということふうに思います。

併せてお伺いしたいと思いますが、今回、台湾が日本産品の輸入規制を強化しましたが、その内容について、そしてこれに対する政府の対応についてお伺いしたいと存じます。

○政府参考人(櫻庭英悦君) 私の方からは規制内容の事実関係について申し上げたいと思います。

先生御指摘のとおり、平成二十三年三月の東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴いまして、福島、茨城、群馬、栃木、千葉、この五県産の全ての食品の輸入停止を行つておられるところでございます。そして、これに加えて、今月十五日に輸入規制強化が実施されたこと。その内容でございますけれども、先ほど申し上げました現行五県の全食品の輸入停止に加えて、岩手県、宮城県、東京都、愛媛県の水産品、東京都、静岡県、愛知県、大阪府の茶類製品、宮城県、埼玉県、東京都の乳製品、乳幼児食品、キャンデー、ビスケット、穀類調製品につきましては、放射性物質検査証明書の添付を義務化、さらに五県以外の四十二都道府県の全ての食品について産地証明書の添付を義務化という内容になっております。

なお、産地証明書として利用可能な証明書について、台湾当局が十四日に公表している要件によれば、植物検疫証明書などの既存の証明書を活用することが可能とされておりまして、このような場合は、これまでと同様、通関手続により輸出が可能ということになっていることと存じます。

○副大臣(小泉昭男君) 政府の対応でございますが、これは、お話しございましたとおり、大変一方的なものでありますので、先日、堀井先生、わ

ざわざ議論の方で行つていただいたということと存じてございまして、それにもかかわらず輸入規制の強化がされたということについては大変遺憾なことでございまして、このために、日本側からは、内閣官房長官、農林水産大臣、外務大臣及び復興大臣が記者会見において遺憾の意を表明をさせていただきます。

台湾側におきましては真摯に受け止めるべき旨をこちらから申し入れたところでございまして、今後関係者と連携しつつ、台湾側に対して、科学的根拠に基づきましてしっかりと輸入規制の撤廃を、また緩和をしていただくように、継続的に強く求めていく所存でございます。

○堀井厳君 是非とも取組をお願いしたいというふうに思います。

我々議論の方も、今日の午前にも安倍総理のところにもこの一連の我々の出張報告に行つてまいりました。我々も努力いたしました結果、このように、今輸入規制が発動されてしまった状況にありますが、その旨も報告いたしました。是非取組を希望いたします。

それでは、ここからはまた林業についてお伺いしたいと存じます。時間が大分少なくなつてまいりましたが、よろしくお願ひしたいと存じます。

この緑の羽根の強化月間は終わつたかもしれませんが、是非ともこの林業振興に懸ける思いを皆さんにお示しをいたして今日には羽根を付けて質問をさせていただきます。このように存じます。

さて、四月末に、林野庁長官、今井長官におかれましては、私も地元であります奈良県の十津川村を訪問され、いろいろと地域の林業関係者の方々と、行政関係者の方々と意見交換をさせていただいたというふうに伺つております。大変有り難いことと存じます。

また、この週末、先週末になりますけれども、この日曜日にも安倍総理が、十津川村の隣の、和歌山県側でございますが、そちらの中辺町でございます。そちらで林業関係者の皆さんと意見交換も

ていただいたと、このように伺つておりました。政府のまさに林野行政の中核である皆さんがこういった現場で様々な意見交換をさせていただく、本当に有り難いことだと思つております。

林野庁長官に、今回の御出張されて地域に出られました、どのような御感想であつたか、まずお伺いしたいと存じます。

○政府参考人(今井敏君) 四月の十四日のこの委員会で、堀井先生の方から地元の事柄なども紹介いただきましたが、林業振興についての質問をいただきました。

その後、私自身、四月の三十日に十津川村の現場を見させていただきました。その際の率直な感想を述べさせていただきます。まず第一点、十津川村は森林率九六％というふうにお聞きしましたけれども、紀伊半島の中でも非常に山深いところに立地しているという印象と、そこで村長さん先頭に林業にこだわつた地域振興をするんだというところで一生懸命取り組まれている。その際に、特に林業振興も素材生産にとどまらず、木材の加工とか流通あるいは製品販売に至る林業の六次産業化、あるいはそういう六次産業化に伴う雇用の創出ですとか所得、そういうことを懸命に取り組んでおられるということにつきまして、非常に強い印象を受けました。

○堀井厳君 ありがとうございます。

本当に今御感想でいただいたように、十津川村、村長を先頭に村の方々が一丸となつて林業の再生、発展に向けて取り組んでおられます。かつては、本当に最盛期には二十五万立米ぐらゐを毎年生産していただくと、素材生産ですけれども、今、一万立米であります。昔は千八百人を超える雇用があつたんです。そのときはもう人口も一万人以上、一万一千人いらつしたんです。ところが、今は九十二名なんです。人口三千六百名ぐらゐなんです。

村としては利用可能資源がほとんどなくなつてきていますので、是非この一万立米ぐらゐをせめて例えば三万ぐらゐまで、三倍にしようとする

うしたら、素材生産だけでも、一立米一万円としても二万立米増えれば一億円から三億円に、二億円増えるわけでありまして。このお金というのは、そういう三千六百人のこの村の中の経済効果というのには非常に大きいですし、雇用効果も大変大きいわけでありまして。

それぞれの地域が、特にこの中山間地域、本当に林業生産が、素材生産そして六次産業が再び拡大していくというのは、まさに地方創生に、地域の維持発展にも本当直結してくることだということに思つておられるわけでありまして。

他方で、なかなか、それぞれの地域ごとに今うまくいっていないところも当然あるわけですね。どうしてだろうとこれも考えるんです。林野庁の方ではたくさんいろんなメニューを用意していただけています。それから、県の方もいろんなメニューを用意して、どうぞ使ってくださいということをやつておられるわけでありまして。ただ、なかなか、それをうまく組み合わせ、この地域はこうやってやつていこう、機械を入れていこう、こんな路網整備をしていこうといったときに、ちょっとした、補助金の若干のところがあるとしても要件に合わないとかということがあつて、一つ前に進まないことがあつて、それが全体として動かないというふうなことがあるというふうにも伺うところがございます。

こういふところは、是非、林野庁からも知恵を各地域に温かくきめ細かくやつていただきたいというふうな大変な期待をしておりますけれども、こういった路網整備とか搬出方法について、地域の実情に即してそれぞれの地域ごとに、ここだったらこのぐらゐの幅の路網でやればうまくいくよ、ここだったらもう少し幅の広いものでも災害対応も大丈夫だし、大きな十トン規模のトラックを入れて車載型のタワーヤードでぐつと全部引つ張つてこれらよとか、いろいろ地域によってそれぞれ実情があるんだと思つて、それらをうまくきめ細かく取り入れて、それぞれの地域を支援していただきたいと、このように思つて

けれども、その辺についていかがでございませうか。

○政府参考人(今井敏君) 先日出張した際にも、急峻な十津川村におきまして、村長さんからは、十トントラックが通行できる路網整備を、それに対応してタワヤーダーなどのいわゆる架線系の高性能林業機械による効率的な搬出に取り組みたいんだと、そういう点について、林野庁の方からも是非とも地域の実情に応じた支援をお願いしたいという要請も受けました。

農林水産省としても、これまでも傾斜度に応じた林道ですとか森林作業道の整備、あるいはタワヤーダー、ハーベスター等の高性能林業機械の導入、開発、そういった支援につきまして、全国画一的ではなく、地域の実情に応じて特別な規格で支援できるような、そうした支援の枠組みにしております。そういうことも現地でも御説明しましたし、これからも県庁等とも連携をしながら、十津川村のような取組や要請に対しても応えていけるような対応をしていきたいというふうに考えております。

○堀井巖君 ありがとうございます。

次に、地域の取組で、その計画について伺いたいと思います。

今日は、十津川村に行つていただきましたので十津川村を例にしますと、森林経営計画、これを十か所で作っています。村が六万七千ヘクタール以上で非常に二十三区よりも広い村でありますので、大体この森林経営計画十個足しても村全体の森林面積の一割強ぐらいのところは今は経営計画になっていないわけですね。だから、村としては境界画定をしっかりとやって、そして森林計画を徐々に新しく策定してカバー率を上げていく、その中で素材の生産量をきちんと計画的に増やしていくという、こういう手法でやっているわけでありませう。

そのときにやはり重要なことは、森林経営計画レベルでいろいろアドバースしてあげるといふことももちろんこれは大事だと思ふんですけれども、やはり市町村全体で、どの地域はやれるよ、どの地域は少しまだ手が掛からないよ、できないよというようなことを、やっぱりそれぞれの地域ごとに、市町村ごとに大きく見ていくことがやはり私は重要ではないかと。これは、法定では市町村森林整備計画というのが策定されているというふうには思いますが、そういったところで、それは経営的な要素も取り入れて、それぞ

れの市町村がこの森林の市町村森林整備計画なりを作るときに、そういった将来の素材生産、こうやったら増やせるといふような知恵までうまくその上で考えていけるような様々な取組支援を是非ともお願いしたいというふうに思いますが、いかがでございませうか。

○政府参考人(今井敏君) 先生から御指摘いただきましたように、これから林業の成長産業化というのを実際に具体化していこうとする際には、市町村段階におきまして地域の森林・林業のビジョンであります市町村森林整備計画を作つて、それに基づいて森林経営計画を動かしていくということが非常に重要かと思ひます。

その際、市町村森林整備計画におきましては、森林のゾーニングですとか、造林、間伐、伐採等の施業方法など、専門的な項目についても記載していただくことを求めていますので、そういった点につきまして、都道府県の林業普及指導職員等で市町村に対する技術面の支援を行うフォレストの育成ですとか、あるいは、それに基づいて森林経営計画を作る際には、森林組合等の職員で施業の集約化ですとか、そういったことの行動をしていただけるような森林施業プランナーといふた人の育成にも林野庁として取り組んでおりますので、現場段階でそういった森林・林業のビジョンが具体化していけるように、そういった担い手の育成も含めて推進していきたいと考えております。

○堀井巖君 ありがとうございます。やはりそういった人材、大変重要ではなからうかと思ひます。

一点御礼申し上げたいんですが、今、十津川村と林野庁の間では人事交流が行われまして、林野庁の職員の方が交流で十津川村に入られました。こういったところで、非常に中で様々なアイデアが膨らみつつありまして、これ非常に効果的な事交流だというふうに皆一同喜んでいらっしゃるご様子で、そういった取組にも敬意を表したいというふうに存じます。

次に、成長産業化について一つ伺いをしたいと思います。

これから、これ奈良県限の山に限らずどの地域でも、間伐のみならず主伐期を迎える山も増えてくるというふうに思ひます。したがって、出てくる材も、B、C材、間伐材だけじゃなくて、A材も含めて、いい材も含めて出てくるというふうに思ひます。大臣が林業の成長産業化について所信や何かを述べていただくときに、いつも、CLTと呼ばれる新たな木材製品の開発普及、それから木質バイオマスの利用促進等により新たな木材需要を創出していきたいというふうにお答えいただきました。この二つ、本当に大事だということには私思ひます。私の今日の希望は、加えて、これから主伐期に入りますので、様々な高付加価値化の取組も含めて、是非ともいろいろと具体的な支援もお願いしたいというふう

に思ひます。例えば産直住宅を一生懸命、今、川下の工務店と連携してやっていると、こんな取組もござい

ます。それから、木製の断熱材とか木製サッシでやっていると、先日はベンチのことを申し上げました。こういった高付加価値化、様々な地域の取組を是非とも総合的に御支援いただきたい、このように強く期待を申し上げます。また、新技術のセルロースナノファイバーについても一部の研究について取り上げられたりしておりますので、そういったことも含めて是非とも取組をお願いしたいと思ひますが、いかがでございませうか。

○大臣政務官(佐藤英道君) 四月の委員会におき

ましても堀井委員から御指摘があったとおり、林業、山村地域活性化のためには、丸太生産にとどまらず、国産木材の新たな需要を創出する取組や木材、木材製品の付加価値化を図る取組など、幅広く進めていくことが重要であると考えています。このため、農林水産省におきましては、特に四点につきまして主に取り組んでいるところであります。

一点目は、中高層建築物での利用が期待されるCLT等の新たな製品、技術の開発普及、二つ目に、木質バイオマスのエネルギー利用の促進などの取組、三番目に、地域材を使用した家具等の木材製品の開発支援、そして、今御指摘がございましたけれども、セルロースナノファイバー等のマテリアル利用に向けた研究開発の取組について行つていこうと思ひます。

今後とも、これらの取組を通じまして、林業、山村地域の活性化に向けて、木材需要の拡大と林業の高付加価値化を積極的に推進してまいります。

○堀井巖君 もうあと二問あったんですが、ちよつと一問。

再造林の関係は是非要望ということで、再造林がなかなかできない地域がある、こういったところをきめ細かくまたいろいろと見ていただきたいということをお願い申し上げます。最後に、大臣の方にお伺いしたいと思います。

やはり林業が再び再生される、まさに中山間地域の地方創生の本場に大きな柱だと思ひます。林野庁におかれては、御尽力をいただいで本当に感謝と敬意を表しておりますが、更に農林水産省が林業の再生に向けて取り組んでいただきたいというふうにご考慮をいただいております。大臣の御決意をお願いしたいと存じます。

○国務大臣(林芳正君) やはり戦後ずっと人工林を造成してまいりまして、今まさに利用期を迎えているというところで、資源はあるわけでございますので、しっかりと川上から川下まで政策をつなげまして成長産業化を実現し、山村地域に雇用と

所得をつくるということが大変大事だと思っております。農林水産業・地域の活力創造プラン、昨年六月に改定しましたけれども、今御議論いただいたような施策を総合的に推進をしております。これは今、十津川の例がございましたが、九六％ということですから、やはり林業が成長産業化するということイコール地方創生であると、こういうことでございます。

間伐の推進等によって素材生産量を増加させるというように今も御紹介いただきましたけれども、さらに十津川では、加工、流通と連携した六次産業化、木材製品の高付加価値化、ブランド化、こういうことも工夫されておられるということでございますので、やはり川上から川下まで一貫してこの工夫を更にやっていくということで、しっかりと積極的にこの林業振興の取組を支援してまいりたいと、こういうふうにご考えておられるでございます。

○堀井麻君 終わります。

○徳永エリ君 皆様、お疲れさまでございます。民主党・新緑風の徳永エリでございます。大連連休後初めて参議院の農林水産委員会が開かれるということで、他の委員会が開かれている中なかなか農林水産委員会だけ開かれずに、大変ストレスがたまっております。やっと西村副大臣にも直接、T P P の情報公開に関してお話を聞く機会を得ることができました。

皆さん御存じかと思えますけれども、昨日、今日と全国からJ A の青年部の方々が集まりまして、T P P 断固阻止、国会決議をしっかりと守ってほしいということで、座込みの活動を行っております。私も今朝ほど激励の挨拶をしております。私どもも、北海道からは二十一名の農業青年が駆け付けておりまして、目をさらさらさせて、どんなにつらくてもどんなに苦しくても最後まで固結して頑張るんだという強い言葉を聞いてきた次第でございます。

そこで、衆参の農林水産委員会のT P P 協定交渉参加に関する決議でありますけれども、西村副

大臣にお伺いいたしますが、確認です、これ絶対守ってほしいという声が上がっているわけでありまして、この決議ですが、何項目あるのか、そしてその中身をしっかりと理解しておられるのか、確認をさせていただきたいと思っております。○副大臣(西村康稔君) お答えを申し上げます。八項目記されておまして、その中で五項目、重要品目の扱い、あるいは情報開示、こういったことについて内容が記されておるといふふうな理解をしております。

この決議をしっかりと踏まえて、最終的に国会でこの決議を守ったというふうにご承認いただけるように、交渉を粘り強く進めてまいりたいと思っております。○徳永エリ君 しっかりと守っていく、国会で評価されるようにというお話を今までも何度かいたしておりますけれども、T P P の交渉も最終局面を迎えて、この国会決議の中でもやはり一番重要なのはこの七項目目だと思っております。交渉により収集した情報については、国会に速やかに報告するとともに、国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うよう措置することをなされているわけでありまして、情報も、私たちが言わなければならない、不十分でありますし、特にこの国民的議論を行うようにするためには、やはりこのT P P 交渉の参加した場合のメリット、デメリットということもきちんと示されなければ、なかなか国民的議論には至らないと思っております。

しっかりとこの情報開示というところに取り組んでいただきたい、そう考えて、何度も何度もこの委員会の中でも、アメリカでの状況あるいはマレーシアでの状況などをお話ししながら、日本も同様な情報開示に向けての取組をするべきではないかということをお話ししてまいりました。

そういう中で、五月のあはれは六日ですが、私の地元の新報、北海道新聞の一面に、西村副大臣がワシントンで、日本の国会議員にもテキストにア

クセスできるようにすると、そういうことを検討するんだという記事が載りまして、本当に感動に近い思いがございまして、ああ、西村副大臣、訪米していただいて、ヒアリングを行っていただいていたことを確認をさせていただいたと、これは日本もやらなきゃいけないんだということで、会見で大変に前向きな御説明をいただいたということで、本当に喜びました。

ところが、その後、ニューヨークのぶら下がり会見で否定なさって、さらにはロサンゼルスで全面撤回会見というんですか、こういうことに至ったわけでありまして、なぜ全面撤回会見に至ったのか。四日の内容とは、誤解というよりは私は真逆の御発言だと思っております。この点について改めて、もう何度も聞かれていて申し訳ございませんけれども、御説明いただきたいと思っております。

○副大臣(西村康稔君) お答えを申し上げます。T P P 交渉の情報開示につきまして私のワシントンでの、現地時間五月四日でありまして、私の発言によりまして誤解あるいは混乱が生じたことをまずはお詫び申し上げたいと思っております。改めて御説明申し上げたいと思っております。

もうこの委員会でも、あるいは他の委員会でも情報開示について何度も御質疑もいただいております。そんな中で、私も何かと工夫はできないのかということをお話していただいております。また、その中で、アメリカ議員とも直接お話をしているというふうなことも、そういう情報に接して、日本も何かできないのかなということでもその思いが強く出まして、あのような発言に至ったわけでございますけれども、御案内のとおり、アメリカには、そもそも通商を規制する権限が連邦議会にあるということ、それから、連邦議員に守秘義務があつて罰則もあるという、そのような認識の下で一定のアクセスを認めているわけでありまして、そこが日本とは違う点、大きく

異なる点がございまして。

私の真意は、日本は日本の制度、制約の下で何ができるのかということを検討したいということをお申し上げたわけでありまして、アメリカと同様の開示ができるかのような発言になつてしまいましたので、その点を撤回させていただいたところでございますが、私自身はその四日の会見の後、夜の報道を見まして、それ後自身が驚いて、翌日セミナーがある、その後のぶら下がり会見があるという予定でありましたので、その場を利用して私の真意を改めて申し上げたところでありまして、たまたま記者の数も少なく、その翌日の報道も全くなされませんでしたので、改めてこれはしっかりと言わなきゃいけないということで、ロスで会見をさせていただいたところでございます。

私の真意は、繰り返しになりますけれども、日本の制度、制約の下で何か更に工夫ができないのか、開示について工夫ができないのかということ、これしっかりと引き続き検討していきたいということでございますので、この点、引き続き私自身もしっかりと検討してまいりたいというふうに思っております。

○徳永エリ君 五月四日のワシントンDCでの記者会見は大使館での公式な記者会見でした。この記者会見で、日本でも、戻ってから相談をするが、来週以降、テキストへのアクセスを国会議員に認める方向で少し調整をしたい、もちろん日本の場合には守秘義務がないので、どういふルールでどういふやり方をするのか少し詰めないといけないが、検討したいというふうにおっしゃっているんですね。これ誤解のしようがないと思うんですよ。テキストへのアクセスを検討するとはっきりおっしゃっているんですよ。

そして、七日の会見では、情報提供の在り方については引き続き検討していきたいとトーンダウンして、テキストそのものを閲覧することは基本的に難しいと考える、政府内で交渉のテキストを国会議員へ閲覧できるようにする等の話は一切な